

ID: 1010

担当部署: 健康福祉部 社会福祉課 障がい福祉係

処分の概要	認定証の交付		
例規名 根拠条項	北海道福祉のまちづくり条例 第26条		
例規番号	平成9年北海道条例第65号		
<p>【根拠条文】 (認定証の交付) 第26条 知事は、公共的施設が整備基準に適合していると認めるときは、規則で定めるところにより、整備基準に適合していることを認定する証票を交付するものとする。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年7月31日	最終変更年月日	年 月 日